

令和5年度(2023年度)第2回熊本市環境審議会 議事録要旨

1 日 時 令和5年(2023年)5月31日(水曜日)10時00分から11時20分まで

2 場 所 熊本市役所 本庁舎4階 モニター室

3 出席者 環境審議会委員(12名)

篠原 亮太	会長	高宮 正之	副会長
鳥居 修一	副会長	阿部 淳	委員
井寺 美穂	委員	川越 保徳	委員
柴田 祐	委員	坂野 定則	委員
阪本 恵子	委員	茨木 いずみ	委員

※以下の委員はオンライン参加

張 代洲	委員	澤 克彦	委員
------	----	------	----

事務局(6名)

早野 貴志	環境局長	永田 努	環境推進部長
梶原 桂子	環境政策課長	古上 藤治	水保全課長
緒續 美智子	環境政策課副課長	三原 稔弘	水保全課副課長

4 欠席者 環境審議会委員(4名)

中田 晴彦	委員	宮瀬 美津子	委員
上迫 大介	委員	宮園 由紀代	委員

5 次第

(1) 開会

(2) 議題

「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の制定について

- ・環境影響評価手続について
- ・熊本市環境影響評価手続(案)

(3) 報告

有機フッ素化合物(PEOS・PFOA)の対応について

(4) その他

(5) 閉会

6 配布資料

次第

資料 1 環境影響評価手続について

資料 2 環境影響評価手続（案）

参考資料 条例制定のQ & A

参考資料 熊本県内の運用状況

報告資料 1 有機フッ素化合物（PEOS・PF0A）の対応について

開 会

【事務局挨拶】

早野 環境局長 挨拶

【配布資料の確認】

事務局より説明

【定足数報告】

事務局 熊本市環境審議会規則第 10 条第 2 項の規定により委員の過半数の出席が必要であるが、本日は委員 16 名中 12 名の出席であるため、審議会開催の定足数を満たしていることを報告する。

議 題

【「(仮称) 熊本市環境影響評価条例」の制定について】

篠原 会長 「(仮称) 熊本市環境影響評価条例」の制定について、事務局から資料 1 の説明をお願いしたい。

(事務局 資料1説明)

篠原 会長 ただいまの事務局からの説明を受けて、ご質問やご意見はあるか。

私が 1 番気になるのは、「スクリーニング」についてだが、それは後ほど資料 2 にて説明されるので、スクリーニング以外の部分でご意見等はあるか。

資料 1 については、全体の流れということでご理解していただければいいと思う。

川越 委員 2 点ほど質問がある。環境影響評価の対象となる事業の種類について教えていただきたい。例えば、畜産業など大規模でやるというのが前提になると思うが、そのようなものは入ったりするのか。

もう1点、7ページに「環境要素の範囲」が記載されているが、これらに当たらない環境要素とは例えばどんなものがあるのか。ほとんどここに記載されているような気がするので、この範囲にかからないような環境要素というものがあれば、1個でもいいので教えてほしい。

梶原 環境政策課課長 まず1つ目の畜産施設のような事業の範囲であるが、配付している参考資料の熊本県の運用状況の4ページの18番に当たると思われる。熊本県では施設面積が7,500平方メートル以上または増設後の総面積9,000平方メートル以上のものということで対象としている。

また、環境要素、こちらに書いてある以外のものということであるが、こちらには熊本県の環境要素を記載している。自治体によってはこのほか光害、こういったものを設けていたりするところはあると聞いている。

川越 委員 その光に関しては、環境要素の中にその他というのがある。配付資料の9ページの例があり、これは国のデータだと思われるが、国のところで、この表の中に土壤に係る環境のその他の環境というので日照障害というのが出てくる。要するに、その他があるから、何でも環境要素にできるような表現になっているのではないか。この対象となる環境というのは、逆に言うと、この環境要素の範囲以外の環境要素があるか。日照障害は、今言われた光害の話あたらないか。もしくはまた違う環境要素か。

梶原 環境政策課課長 まず、質問のその他については、基本的には技術指針のほうで、こういった影響要因に対してどういった環境要素の評価、又は調査が必要かは、9ページにある熊本県の条例の技術指針のように基本的には参考項目として列記したいと考えている。ただし、当然、事業によって特別にどうしても調べないといけないような環境要素や、そういったものが発生した場合は調査などを行うこともある。今後、技術指針で制度として決めていく中で基本的な内容を明示して評価が行えるよう技術指針の中で規定したいと考えている。

篠原 会長 よろしいか。

川越 委員 はい。

篠原 会長 例えばその他の項目に含まれるものとして化学物質がある。北九州がそれを作ったときに影響評価の中に入れたのですが。そういった経緯も踏まえて、その他のところで、実際これは化学物質の技術指針を細かくあまりせず、その他で市民の健康と安全を守るためには必要なものがあればそれを指定していくということはやぶさかでないと思う。ただ、それを条例の中に取り入れるためにはものすごく膨大な検討をする必要があることから、実際に運用できるかどうかは少し難しいと思う。

ほかに何かないか。

鳥居 委員 よろしいか。

篠原 会長 はい、どうぞ。

鳥居 委員 法的なことなので、全然私は理解し切れてないのかもしれない。14 ページの右側の、恐らくこれは西部環境工場の内容と思われる。配慮書というのは、平成 26 年の条例改正前のために配慮書手続はなしということであるが、いつ頃からこれが導入されたのか。

梶原 環境政策課課長 この配慮書手続というのは、国にも当初はなく、10年ごとの見直しの際に、新しい手続として導入された。それに合わせるような形で熊本県の方では平成 26 年の条例改正において配慮書を導入し、実際の施行は平成 28 年からである。そのため、当時、配慮書手続というのがなかったということになる。

鳥居 委員 その当時は、4 ページの A から H の中の A というところを、B から始まったということになるか。

梶原 環境政策課課長 当時の手続は C の方法書手続から始まったことになる。B はスクリーニングになり、県条例の制度に無いことから C からの手続になる。熊本県の方では平成 26 年の条例改正で導入され、実際の施行は平成 28 年からであった。国の方でも法施行時に配慮書は入ってなかった。

鳥居 委員 ありがとうございます。

篠原 会長 ほかにご意見はあるか。

なければ、次の議題について、環境影響評価の手続の中にスクリーニングというのを適用したいという説明があった。本日はスクリーニングの導入について皆様からご意見をいただきたい。では、事務局より説明をお願いします。

(事務局 資料2説明)

篠原 会長 ありがとうございます。

ただいままでの説明に何かご質問、ご意見はないか。

阿部 委員 資料の最後のスライドにあった県の条例との整合性というのは、県の方にはスクリーニングはないわけだが、これは最初の配慮手続をやったものについては全てアセスメントをしているわけですね。従来県の条例であればアセスメントをしていたものが、熊本市の条例ができた後はアセスメントをしなくてもよい事例が発生する可能性があるが、その場合、県との整合性について問題ないか。

梶原 環境政策課課長 参考資料の条例制定の Q&A を机上にお渡ししている。その Q2 をご覧いただきたい。

県の条例では、48 条第 2 項で、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査に関して市町村が条例を制定している場合において、この市町村の条例の内容が県の条例にまず則したものであること、それから、かつ環境の保全に関して県の条例と同等以上の効果が期待できるということで、知事が指定をすれば熊本市内でやるものは熊本市の条例を使うということで、県の条例は適用しないということが規定をされている。

何をもって同等以上の効果が期待できるのかというのは、当然熊本県の判断になるかとは思いますが、私たちはまずスクリーニングを入れることで環境が悪化してしまうということは当然避けなければいけないので、そこはどういったものにスクリーニングをかけていくのかということをも十分検討していく必要がある。そういった上で、県とは引き続き協議をしていきたいと考えている。現在、熊本県の担当者レベルではこういったものを考えていることをご説明させていただいている。

阿部 委員 ありがとうございます。

篠原 会長 坂野局長、何かコメントはあるか。

坂野 委員 先ほどお話がありましたとおり、担当レベル、事務レベルでその整合性について、今、協議しているところ。事業者の方からすると、県の条例にも該当するし、熊本市の条例も該当するとなるとどうなるのか、あるいは、両方適用されるのか等、様々なご不安や懸念もあるかと思う。まずはそこを整理しようということで検討を進めているため、その方向で引き続き話ができればと思っている。

篠原 会長 ありがとうございます。

私の個人的な意見でよろしいか。

やはり、この状態でスクリーニングを入れてしまうと、県条例とは何かうまくできないのではないかと危惧するところがある。それで、これを整理するまではあと 2 年あるので、県にスクリーニングを入れてもらうということ、事務局は言いにくいと思うが、私のほうからお願いして、それが同じようなレベルで県内全体がアセスできるようにしていただくと、一番県民も安心して行政に任せられると思う。ぜひこれはちょっと大変な仕事になるが、私から個人的なお願いということでとどめておく。

スクリーニングというあんまりポピュラーじゃない制度を入れる提案であるが、ほかにないか。

鳥居 委員 8 ページの長崎県のスクリーニングの事例で、特に説明で強調されたのは 1 番、4 番である。これに関して、同じ場所の横に設置するという、スペックとしてはかなり大きなスペックの環境工場だが、改めて全然違う場所にじゃなくて、その施設があります、その建て替えて横に造ります、いわゆる西部環境工場のような状況だったことと、当然最新のものを導入するという意味ではかなり環境への排ガスとかそういう全てのものについて最新の施設が導入

されるわけだからということで、その手続が不要になったのか。その辺の背景を教えてください。

梶原 環境政策課課長 この 2 件につきましては、あくまでも同じ敷地内での建て替え、さらに建て替えることで最新機器にリニューアルされるため、それ以上、環境の程度が著しくなるおそれがないと判断されたと聞いている。

鳥居 委員 単に廃棄物施設のような事業に対してスクリーニングで外したということか。そこだけ見ると一般市民の方は驚かれるかもしれないが、今のような話が分かれば、それはやっぱり変わらないというふうに市民の方はなったのかもしれない。ありがとうございます。参考になりました。

篠原 会長 ありがとうございます。

オンラインで参加されている張先生に発言をお願いしたい。

張 委員 スクリーニングの件について、7 ページのところで確認をお願いしたい。今日のスクリーニングの導入はいいと思います。ただ、ちょっと技術的なところについてである。長崎県の例があって、この①、その著しいものとなる可能性が高いという内容である。次のページにもその③の「著しいものとなるおそれ」という記載があり、そういう可能性があるという判定する基準は、ここに書いている判定基準になるが、著しい可能性があるということで基準の中の基準になってしまっており、実際に長崎県の事例でどういう基準で著しいものとなる可能性が高いと判定されているか、確認をお願いしたい。

少し分かりにくいかもしれないが、その長崎県の番号 No.3 の例である。手続が必要ということで、どういう判断基準でやったか。要は、熊本市の場合、市はこのような事例を参考にできるかどうか、また、特に熊本市だったら水の問題で具体的な基準は何になるか。著しいと言える基準が何ですかということである。

事務局 ご指摘いただいたスライド 7 の資料になるが、こちらについては、長崎県の施行規則の一部を抜粋しており、実際には閉鎖性が高い水域とか、もっと詳細な判定基準というのがあ。この基準に関しては、国のスクリーニングと同様に基本的には事業特性と地域特性、それからそれらが与える環境影響を評価することで判定をするという形になるため、事務局としても、基本的には国と自治体と事例を参考にしながらこのあたりは整理していく予定である。

張 委員 要は、国の基準を参考に決めてということが。

事務局 そうである。国と自治体の事例を参考にしたいと思っている。

張 委員 分かりました。ありがとうございました。

事務局 もう一点のスライド 8 番目の手続必要となった事例については、これは実際に判定手続の際に事業を実施する想定区域に希少種がいたとか、生活環境に影響を与えるような住宅団地が近くにあったとか、取水地点が近くにあったとかいう理由で、結局のところ環境影響評価を実施することになったと聞いている。

張 委員 ありがとうございます。

篠原 会長 ありがとうございます。

その続きになるが、不思議に思うのは、海面埋立てが手続不要になっている。これは何か納得ができない。海面埋立てがアセス不要と判定された理由について何かあるか。

梶原 環境政策課課長 この 8 ページ 2 番目の埋立てについては、私どもは長崎県に問い合わせをしており、基本的には判定基準に照らし合わせて環境影響が著しいものとなるおそれがないと判断されたと聞いている。長崎県では別の細かい規定や審査会で判定をされますので、その結果でアセスが不要となったと聞いている。

熊本市としては、何故アセスが不要になったのかということは市民の皆様にしかりと説明できるようにしないとイケないと思っており、そこを決める判定基準については明確なものを、具体的なものを示すため、しっかりそこは丁寧に審議をしながら決めていきたいと考えている。

篠原 会長 ありがとうございます。

他にないか。

阿部 委員 先ほどの長崎県の 8 ページを見ると、2 番目の事業は 12 ヘクタールという結構大きな面積の水面を埋め立ており、手続アセス不要となった経緯が気になる。これは結局手続不要ということは、7 ページ目にある判定基準のどれかに引っかからなければこれを通すしかないということだと思う。だから、例えばこの 12 ヘクタールの水面を埋め立てるということで、水面がこれだったら③の自然公園とかに当たってないと、しょうがない、通すしかないだろうという結果に恐らくなると思う。スクリーニングを導入すること自体は、私は非常に結構だと思っているが、ただし、判定基準をよく慎重に考えておかないと、これは環境に影響が出そうとか、アセスしたほうが良いと思うが、項目のどれにも当てはまらない、納得せざるを得ないということがないようにはしたい。

篠原 会長 よろしいですかね。

梶原 環境政策課課長 先ほども申し上げたが、やはり判定基準というのは明らかにして、皆さんが納得できるものでないといけないと考えており、そこについては慎重に検討を進めていきたいと考えている。

川越 委員 2 番目に聞いた公有水面埋立に関する手続不要の件に関する質問であるが、長

崎島の事例のみを今回出されている。今後いろいろとスクリーニングをやられている自治体の事例を出されていくとは思いますが、長崎島の事例の7ページについて、これは国を参考にされたと言われたかな。この場合、アセスを実施するのはこのような判定基準です、となっている。逆に、こういう場合は、スクリーニングでアセスは要らないと意味の基準を決めるっていう事例はないか。

どちらかという、実施の判定を行おうとすると広がる。広がるというのはアセスを免れるものが少なくなりそうな気がして、逆に限定して、先ほどのような廃棄物処分場や焼却工場の拡張など、こういうことであればアセスをしないでよい可能性があることにして、要するにアセスを免れるものに対して限定的なものを定めるという方法でスクリーニングの基準を決めている自治体はないのか。現時点で情報はるか。

梶原 環境政策課課長 スクリーニングの判定基準については、基本的には国の例を参考にされている自治体が多いと今のところ調べております。そのアセスをしないという条件や事業などを基準として定めている自治体があるかどうかは、今後調査を行い報告したい。

事務局 実際に対象事業の種類、規模要件を定めるときに、こういった場合には手続が不要と設定している自治体もあるので、それについても今後示せばと思う。

川越 委員 ありがとうございます。あと2件あるのですが、参考資料の熊本県内の資料の5ページに過去の実績が並んでいる。これは、アセスを実施した事業であるが、この41事業の中で、あとから考えたら、アセスをしなくてもよかったと思われる事例はあるか。また、そのような検討はされていますか。

梶原 今ご質問のようなものについて具体的に調べはしていないが、私たちが具体的に事例として一つ考えられるのは、先ほど長崎島の事例でもあったように、同じ敷地内に同じような施設を建て替える場合、さらに建て替える内容がより省エネ、より高性能になるということで、同じような施設があって、それよりも明らかに環境への影響が軽減される、環境負荷が低減されることが明白なものは、一つスクリーニングの対象としてもいいのではないかと事務局、担当レベルで考えている。県の事業について具体的な調査と検討は現段階では行っていない。

川越 委員 分かりました。ぜひ検討をお願いしたい。

もう一点だけ。資料1の5ページ、先ほどコメントを聞くと、配慮書を作成して、スクリーニングをして、その結果みたいなものを市民に公表していくことを言われているが、そうであれば、この5ページのこの場合、国のほうのところでスクリーニングとなっており、これが熊本県だったらスクリーニングはないが、熊本市版ではスクリーニングに入っていく。そうすると、スクリーニングが終わった時点でその結果を公表するといった流れがこのフローの中に入ってくると考えていいのか。

梶原 環境政策課課長 フローには主なものを流れとして載せているが、当然どこの自治体も

スクリーニングの判定結果というのはホームページのほうで公表しており、熊本市としても当然結果のほうについては公表していきたいと考えている。

川越 委員 分かりました。ありがとうございます。

篠原 会長 よろしいですか。

茨木 委員 スクリーニングの結果の公表をホームページで行うということだったが、ホームページはよほど関心の高い人じゃないとあまり見にいかないのかなと思う。例えば市の広報とか、特に関心がなくても届けられるというか、そういうもので告知したりする予定はあるか。

梶原 環境政策課課長 今後の話になるため、当然検討段階の話となるが、このアセスの手の流れについては基本的に全て公表するという事になっている。公表の手段としては、一番オーソドックスなものとしては、ホームページということになるため、基本的にはそういった手続を取るとは思っている。そうなった場合、例えば事業の内容であるとか、特に市民の方の関心が高い施設であったりすれば、いろんな方に知っていただくということでほかの周知方法というのも考えていかないといけないと思っている。今のところ基本的にはこういった制度というのは当然公表をしていく手段というのは自治体によって決まっているため、それに基づいて公表をしっかりとしていきたいと考えている。

柴田 委員 今のスクリーニングのことに関連するが、スクリーニングをした結果、アセスしなくてよくなったものがそのまま何もしないというのが国の制度としては一般的だと思いますが。要は評価書まではやらないということで、その後の事後調査とか報告書手続のみ実施するような可能性はないか。もしくはそういう事例はないか。

また、もう1つは、これはちょっと県の話になるので微妙かもしれないが、市として、いま、対象となる事業が、工業団地とかは 50 ヘクタール以上なる。正直、今後 50 ヘクタール以上を超えるような土地区画整理事業なり工業団地の造成事業は、多分ないと思う。先ほどの長崎県を調べてみたら、30 ヘクタールになっている。だから、これを市としては、規模要件を下げような検討余地はあるのかどうか、その 2 点について回答をお願いしたい。

梶原 環境政策課課長 まず、1 つ目のスクリーニングの手続だが、長崎県のほうではスクリーニング判定をして、アセスが不要となった場合は、その後の手続は一切されないとなっている。手続が必要ということであれば、最終的にはHの最後の報告書まで必要になるが、政令市によってはスクリーニングの判定をしてアセスが不要となっても、方法書以降の手続は実施しないが、Gの事後調査を実施する場合がある。工事をやってみないと分からないような調査や、報告書の手続は行う自治体もある。私たちもスクリーニングを導入するかどうかを検討するに当たっては、その後のフローについても検討していかないといけないと考えている。

また、対象事業の規模要件については、当然熊本県の条例に則したものでないといけないため、それより規模を緩くするということは考えにくいと考えている。熊本市の地域特性に応じ

て、少し条件を絞ったほうがいいのではないかと、あとは前回も少し紹介したとおり、一件々々の規模要件は小さいが複合となるとトータルでは超えてしまうとか、そういったものをどのようにこの条例の対象にしていくのか、しないのかとか、そういったところは規模要件を検討するところでまた審議を進めていきたいと考えている。

柴田 委員 ありがとうございます。

篠原 会長 ありがとうございます。

規模要件については、今から技術指針のほうで決められていくと思われる。このスクリーニングは、今ちょっと議論があったが、ゼロか100かの話なのですね、今の長崎県の場合は、やるかやらないか。ある程度スクリーニングにかけて、最後の事後報告はやりなさいとか、フロー全部をゼロにするのではなく、ある程度求めるという、これは新しい考え方である。いわゆる簡略アセスである。この項目だけはちゃんと最後まで抑えなさいとか、いわゆるゼロ100じゃなくて、ある程度スクリーニングすることによってアセス全体を見て、重要な部分はやってくださいというようなことができるような、少しフレキシブルな条例にすべきじゃないかと私は思うが、いかがか。

梶原 環境政策課課長 私たちは、まずはスクリーニングという制度を導入する効果のことを考えて、ぜひ熊本市でも導入していきたいと考えている。ただ、導入した結果、市が何も関与しないのかということで、ご指摘のとおり神戸市のほうでは事後調査であったり報告書手続きというのは実施しているということも私たちいろいろな都市の調査をする中で分かってきたので、今後はゼロか100かだけではなくて、その後の手続を簡略化とか省略とか、そういったところも含めて考えていかないといけないとは思っている。結果的にどうするかはまだ今からだとは思っており、今私たちが考えているのは、まずはスクリーニングという制度自体を導入したいと考えている。

篠原 会長 今スクリーニングの導入に向けて今議論しているが、皆さんのほうから、いや、スクリーニングは絶対導入しては駄目だと言われる方おられますか。おられるなら今のうちに意見を出していただきたい。ただ、私が言いましたように、スクリーニングはゼロ100ではなく、ある程度何かポイントだけを抑えるというような制度もあってもいいのではないかと思っている。その具体的な内容はこれからの技術指針、専門家会議で議論いただきたい。

梶原 環境政策課課長 今後この環境審議会でも地域区分ですとか、対象事業も審議会でも検討をしていく。そこと併せて、引き続きほかの他都市の事例ですとかもスクリーニングに関して紹介していきながらの検討と考えており、今日結論を出すとは考えていない。

篠原 会長 少し私の言い方が悪かったでしょうか。今のままであっては導入になりますから、そういう反対意見がある方はしっかり今こういう理由で反対だということは言っていたかないと、このままでは導入の方向に進んでいくというふうになろうと思います。

高宮 委員 一点だけよろしいですか。最初に会長が危惧されていたように、やっぱり県との関係が私もすごく気になっており、本当にスクリーニングを導入していいのかどうかというのがまず決める必要がある。例えば非常に細かいことを今決めていったときに、やっぱりそれは県としては認められないってなった場合、全部ひっくり返されることが心配である。だから、前もって、もし長崎県の例であれば、その簡略化されるなどいろんな利点があるのであれば、何故、熊本県がそれを検討しなかったのかは分からないが、そういうのと併せて、まず県とよくすり合わせを行い、導入する方向でも全然問題ないことが確認されたときに、熊本市ではスクリーニングをやっ払いこうと決めたほうがいいのではないかと思う。

篠原 会長 貴重な意見、ありがとうございます。
ぜひ県と引き続き協議を進めていただきたい。

梶原 環境政策課課長 実は、県はスクリーニングを導入していないが、政令指定都市ではスクリーニングを導入している事例もあるので、そういったところなども参考に、いろいろ検討を進めていながら県の担当の方とも引き続き協議を進めていって、今年度中にはある程度その方向性というのは決定していきたいと思う。

篠原 会長 確認するが、そういう都市、市町村はあるのか。

梶原 環境政策課課長 例えば、神奈川県にはスクリーニングはないが、横浜市にはある。その他、兵庫県にはスクリーニングはないが、神戸市にはある。このように、県と市で制度が異なる自治体もあり制度が異なっていたとしても県との整合性は取れていると思われる。よって、そこもしっかり参考にしながら進めていきたいと考えている。

篠原 会長 事務局のこれからの検討で決まりますので、よろしく願いいたします。
ほかにないか。なければ、今日のところはスクリーニングを議論したが、次回はこの議論になりますか。

梶原 環境政策課課長 資料 1、2 ページ目に記載しているが、次回以降は基本的事項の地域区分、ゾーニングになる。その後対象事業、規模要件というのを引き続き検討していきたいと考えている。次回の審議会を7月ぐらいに予定をしている。

篠原 会長 スクリーニングは規模要件、あるいは対象項目など絡んでくるので、お願いする。
ということで、ほかになければ、次にその他に進みたいと思うがよろしいか。

報 告

【有機フッ素化合物（PEOS・PFOA）の対応について】

篠原 会長 有機フッ素化合物（PEOS・PFOA）の対応について、事務局から説明をお願いしたい。

（事務局 報告資料1 を基に説明）

川越 委員 別図2の同一箇所の34番と35番について、深井戸で指針値を超えて、浅井戸は超えてないと考えていいのか。

古上 水保全課長 そのとおりです。深井戸の方で超えていたということです。

川越 委員 だいたいの深さを教えてください。

古上 水保全課長 浅い方が21m、深い方が65m程だと聞いております。

高宮 委員 白川周辺の井戸でも出ているのですよね、白川地区の検査対象の井戸はなしとなっているのですか。

古上 水保全課長 観測井戸で出ているのですが、この周辺について保健所と井戸の状況を確認したのですが飲用等で使われている井戸がなかったものです。

高宮 委員 わかりました。

篠原 会長 では、本日予定していた議題も全て終了したので、これを持って令和5年度第2回熊本市環境審議会を閉会する。事務局へお返りする。

緒續 環境政策課副課長 本日の審議は議事録要旨を作成し、後日、委員にご確認をいただきたい。

また、第3回環境審議会については、7月に予定している。開催通知については、別途送付する。

以 上